

発行者：公益社団法人 愛媛県鍼灸マッサージ師会
会長 浦川 武之
事務所：〒790-8032 松山市南斎院町 951-11
TEL・FAX：089(974)1219
E-mail：ehimekenshikai@e-ahaki.com
編集者：機関誌作成委員長 岡田 亮

平成30年度 第2回保険研修会・勉強会 忘年会 を開催しました

保険部長 石丸洋

平成30年12月9日(日)午後1時30分から松山市総合福祉センター4Fボランティア研修室で、「平成30年度第2回保険研修会、勉強会」を開催しました。研修会は、38名の参加者に、全国健康保険協会愛媛支部業務部職員から、公的保険制度の概要とはりきゅうマッサージ療養費について説明していただきました。また



平成31年1月施術分から開始される受領委任の取扱いについても併せて説明していただきました。

保険勉強会では、39名の出席者で、平成31年1月施術分から開始されたはりきゅう・マッサージ療養費受領委任制度に伴う必要書類の確認と記入方法について勉強しました。

研修会、勉強会終了後には、「レストラン北斗松山駅前店」で18名の参加による忘年会を行い、会員相互の懇親を深めました。参加された会員の皆さん、ご協力ありがとうございました。



保険研修会時の質問の答えについて

全国健康保険協会愛媛支部から、保険研修会当日質問に答えられなかった答えについて、回答が来ました。以下、全国健康保険協会愛媛支部からの回答です。

Q1、施術報告書交付料を算定しない場合は、施術報告書の写しの添付は不要か。

A、添付は不要。(はりきゅう Q&A 問 53、あんまマッサージ Q&A 問 64)

Q2、変形徒手矯正術は同意が最大1か月間だが、その都度施術報告書交付料の算定は可能か。

A、その都度算定が可能。(その都度算定・交付すべき)

※国発出質疑応答上の考え方

施術報告書は、施術者が視覚障がい者であり、施術報告書の作成に係る負担が大きい場合等の例外を除き、施術者と医師の連携を緊密にすることで患者に必要な施術が行われることを目的とするものであり、特段の事情がない限り交付に努めるべきものである。

皆さん、施術報告書交付の意味を理解し、質の高い報告書の作成と施術を心がけてください。

平成30年度 第3回保険勉強会 案内

保険部長 石丸洋

平成30年度第3回保険勉強会を開催します。平成31年1月から導入された受領委任制度について集中的に勉強する予定です。受領委任制度における提出書類の確認や記入方法等、わからないことがある方は積極的にご参加ください。

は積極的にご参加ください。

日時：平成31年2月26日(火)

午後7時30分～午後9時

場所：県師会事務所2階(浦川鍼灸治療院)

申込：参加希望の方は2月23日(土)までに、県師会事務所へ電話又はメールでお申し込みください。

平成30年度 第2回青年女性部基礎セミナー 報告

広報部長・青年女性部長 松岡嵐

平成30年12月2日(日)に第2回青年女性部基礎セミナーをANAクラウンプラザホテル松山にて開催しました。今回のテーマは「接遇」で、テーブルマナーを含めた良い第一印象の与え方などについて学びました。前半のテーブルマナーでは、実際にコース料理を食べながら基本的なことを学びました。個人的に驚いたことは、パンにも食べ方のマナーがあるということでした。後半は株式会社エンカレッジの玉野先生をお呼びし、良い第一印象の与え方や電話対応について学びました。

短い時間のセミナーではありましたが、ほんの一言言葉を添えるだけで患者に良い印象を与えることができるということを知り、衝撃を受けました。施術による治療効果も大切ですが、接遇の大切さを身に染みて感じました。また接遇に関してのセミナーを開くことができればと思います。



平成31年度会費額について

経理部長 佐藤佳孝

○「ゆうちょ銀行自動払込」の4月引き落とし額は、全鍼師会年会費も含まれますので、正会員1万2千円、準会員7千円になります。5月からは正会員、準会員共に本会会費2千円ずつの引き落としになります。残高不足の場合、翌月に加算されていきますのでお気を付けください。

※平成30年度に一括振込された会員には、4月発行の「県師会情報133号」に振込用紙を同封します。

○「一括振込」から「ゆうちょ口座からの自動払込」に変更を希望される会員

「ゆうちょ口座からの自動払込」で会費納入を検討されている方は、経理部長の佐藤までご連絡下さい。申込み用紙をお送りしますので、お近くの郵便局へ提出して下さい。その場合、ゆうちょ銀行の口座が必要になりますのでご用意下さい。

手続きに2～3週間ほど要しますので、2月下旬までにご連絡下さい。

○準会員(新資格者)から正会員へ移行する会員

平成31年度から正会員になられる準会員(新資格者)は、会費額が変わりますのでお気を付け下さい。対象となる会員には2月中旬に通知させていただきます。

※会費については、経理部長の佐藤までご連絡ください。

TEL：0897-53-0441

E-mail：dalimagnet21@ybb.ne.jp